

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程  
(四日市市役所処務規程の一部改正)

第1条 四日市市役所処務規程(昭和22年四日市市規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 (略) こども未来部 (略) こども保健福祉課 (略) <u>こども家庭課</u> こども発達支援課 (略) (略) 都市整備部 (略) 開発審査課 <u>道路建設課 予防保全係、計画・建設係</u> <u>道路維持課 維持第1係、維持第2係</u>	第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 (略) こども未来部 (略) こども保健福祉課 (略)  こども発達支援課 (略) (略) 都市整備部 (略) 開発審査課 <u>道路整備課 企画・建設係、改良係、維持第1係、維持第2係</u>

市街地整備・公園課 都市開発係、  
整備係、公園・緑政係

(略)

スポーツ・国体推進部

(略)

国体競技課 宿泊輸送係、競技第1  
係、競技第2係、競技第3係

2及び3 (略)

第9条 課及び係の事務分掌は、おおむ  
ね次のとおりとする。

(略)

総務部

(略)

人事課

(1)から(7)まで (略)

(8) 会計年度任用職員に関する  
こと。

(9)から(14)まで (略)

(略)

(略)

こども未来部

(略)

こども保健福祉課

給付係

(1)から(6)まで (略)

(7) (略)

(略)

こども家庭課

(1) 子ども家庭総合支援拠点に

市街地整備・公園課 整備係、区画  
整理係、公園係

(略)

スポーツ・国体推進部

(略)

国体競技課 宿泊輸送係、競技第1  
係、競技第2係

2及び3 (略)

第9条 課及び係の事務分掌は、おおむ  
ね次のとおりとする。

(略)

総務部

(略)

人事課

(1)から(7)まで (略)

(8) 臨時的任用職員に関するこ  
と。

(9)から(14)まで (略)

(略)

(略)

こども未来部

(略)

こども保健福祉課

給付係

(1)から(6)まで (略)

(7) 家庭児童相談室に関するこ  
と。

(8) (略)

(略)

関すること。

(2) 子育て短期支援事業に関する  
こと。

(3) 母子生活支援施設保育機能  
強化事業に関すること。

(4) 母子・父子福祉センターに  
関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

こども発達支援課 (略)

(略)

保育幼稚園課

管理係

(1) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の運営管理に関する  
こと。

(2)から(7)まで (略)

(略)

(略)

都市整備部

都市計画課

(1)から(9)まで (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

こども発達支援課 (略)

(略)

保育幼稚園課

管理係

(1) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の運営管理（経費の計画及び運用、臨時的職員の任用、職員の安全衛生など）に関する  
こと。

(2)から(7)まで (略)

(略)

(略)

都市整備部

都市計画課

(1)から(9)まで (略)

(10) 緑化施策に関すること。

(11) 緑化基金に関すること。

(12) (略)

(13) 四日市市緑化推進委員会に  
関すること。

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(略)

## 道路建設課

### 予防保全係

(1) 道路、橋梁の長寿命化対策に関すること。

(2) 工事の監督及び竣工検査に関すること。

### 計画・建設係

(1) 道路の計画に関すること。

(2) 道路の建設に関すること。

(3) 工事の監督及び竣工検査に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。

(略)

## 道路整備課

### 企画・建設係

(1) 道路、橋梁の企画及び調査に関すること。

(2) 道路、橋梁の設計及び施行に関すること。

(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(4) その他街路に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

### 改良係

(1) 道路、橋梁の設計及び施行に関すること。

(2) 道路の拡幅及び改良に関すること。

(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

### 維持第1係

### 維持第2係

(1) 道路、橋梁の維持修繕並びに設計及び施行に関すること。

(2) 道路の舗装工事、交通安全施設の工事及び道路照明灯に関すること。

(3) 道路パトロール及び簡易な舗装に関すること。

(4) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(5) 道路補修業務の指示及び確認に関すること。

(6) その他市道の維持に関する  
こと。

道路維持課

維持第1係

- (1) 道路、橋梁及び道路照明灯  
の維持修繕並びに交通安全施  
設に関すること。
- (2) 土木要望に関すること。
- (3) 工事の監督及び竣工検査に  
関すること。
- (4) 道路パトロールに関するこ  
と。
- (5) 課の庶務に関すること。

維持第2係

- (1) 道路、橋梁及び道路照明灯  
の維持修繕並びに交通安全施  
設に関すること。
- (2) 土木要望に関すること。
- (3) 工事の監督及び竣工検査に  
関すること。
- (4) 道路パトロールに関するこ  
と。

市街地整備・公園課

都市開発係

- (1) 末永・本郷土地区画整理事業  
に関すること。
- (2) 土地区画整理事業の企画、調  
査、啓発等に関すること。
- (3) 土地区画整理事業の計画決  
定及び許可申請に関すること。
- (4) 工事の設計及び施行に関す  
ること。

市街地整備・公園課

(5) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(6) 土地区画整理事業(個人及び組合施行による土地区画整理事業をいう。以下次号及び第8号において同じ。)の許認可に関すること。

(7) 土地区画整理事業の指導、監督、助成等に関すること。

(8) 土地区画整理事業に係る建築行為等の制限に関すること。

(9) 東橋北住環境整備基金に関すること。

(10) その他土地区画整理事業に関すること。

(11) 近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差事業に関すること。

(12) 都市再開発等事業に関すること。

(13) 課の庶務に関すること。

整備係

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

整備係

(1) 都市再開発事業に関すること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

区画整理係

(1) 末永・本郷土地区画整理事業に関すること。

(2) 土地区画整理事業の企画、調査、啓発等に関すること。

(3) 土地区画整理事業の計画決定及び許可申請に関すること。

(4) 工事の設計及び施行に関すること。

(5) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(6) 土地区画整理事業(個人及び組合施行による土地区画整理事業をいう。以下次号及び第8号において同じ。)の許認可に関すること。

(7) 土地区画整理事業の指導、監督、助成等に関すること。

(8) 土地区画整理事業に係る建築行為等の制限に関すること。

(9) 東橋北住環境整備基金に関すること。

(10) その他土地区画整理事業に関すること。

(11) 近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差事業に関すること。

(12) 課の庶務に関すること。

#### 公園係

(1)から(8)まで (略)

#### 公園・緑政係

(1)から(8)まで (略)

(9) 緑化施策に関すること。

(10) 緑化基金に関すること。

(11) 四日市市緑化推進委員会に関すること。

(略)

(略)

<p>スポーツ・国体推進部  (略)  国体推進課  管理係  (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>事業係  (1)から(3)まで (略)  (4) <u>東京オリンピック事前キャ  ンプに関すること。</u>  (5) <u>ホストタウン事業に関する  こと。</u></p> <p>国体競技課  (略)  競技第1係  競技第2係  <u>競技第3係</u>  (1) (略)</p>	<p>スポーツ・国体推進部  (略)  国体推進課  管理係  (1) (略)  (2) <u>東京オリンピック事前キャ  ンプに関すること。</u>  (3) <u>ホストタウン事業に関する  こと。</u>  (4) (略)</p> <p>事業係  (1)から(3)まで (略)</p> <p>国体競技課  (略)  競技第1係  競技第2係  (1) (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(四日市市事務専決規程の一部改正)

第2条 四日市市事務専決規程(昭和35年四日市市訓令甲第7号)の一部を次のよ  
うに改正する。

改正後
別表第1(第5条関係) 共通事項 〔1〕 一般的な事項

(略)

〔2〕 人事に関する事項

(略)

〔3〕 財務に関する事項

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
17 予算に定められた範囲内で、次の予算科目に係る支出の原因となる行為の執行を決定すること。(以下「執行伺」という。)					
(略)					
(6) 恩給及び退職年金費	(略)				
(7) 報償費			○		
(8) (略)					
(9) (略)					
(10) (略)					
(11) (略)					
(12) (略)					
(13) (略)					
(14) (略)					
(15) (略)					
(16) (略)					
(17) (略)					
(18) (略)					
(19) (略)					

(20) (略)					
(21) (略)					
(22) (略)					
(23) (略)					
(24) (略)					
(25) (略)					
(26) (略)					
(27) (略)					
(28) (略)					
(略)					
26 支出命令に関する こと。					
(1) (略)					
(2) 恩給及び退職年金 費	(略)				
(3) 需用費、光熱水費	(略)				
(4) (略)					
(5) (略)					
(6) (略)					
(7) (略)					
(8) (略)					

改正前	
別表第1 (第5条関係)	
共通事項	
[1]	一般的な事項 (略)
[2]	人事に関する事項

(略)

〔3〕 財務に関する事項

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
17 予算に定められた範囲内で、次の予算科目に係る支出の原因となる行為の執行を決定すること。(以下「執行伺」という。)					
(略)					
(6) 恩給及び退職年金費	(略)				
(7) 賃金				○	
(8) 報償費			○	○	
				(嘱託員報償金に限る。)	
(9) (略)					
(10) (略)					
(11) (略)					
(12) (略)					
(13) (略)					
(14) (略)					
(15) (略)					
(16) (略)					
(17) (略)					
(18) (略)					
(19) (略)					
(20) (略)					

(21) (略)					
(22) (略)					
(23) (略)					
(24) (略)					
(25) (略)					
(26) (略)					
(27) (略)					
(28) (略)					
(29) (略)					
(略)					
26 支出命令に関する こと。					
(1) (略)					
(2) 恩給及び退職年金 費	(略)				
(3) 賃金				〇	
(4) 需用費、光熱水費	(略)				
(5) (略)					
(6) (略)					
(7) (略)					
(8) (略)					
(9) (略)					

改正後					
別表第2 (第5条関係)					
個別事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
[総務部]					

(略)					
○人事課					
1 及び 2 (略)					
3 <u>会計年度任用職員 (フルタイム) の任 用</u>		○	○ (再任に限 る。)		
4 から 8 まで (略)					
9 <u>会計年度任用職員 (パートタイム) の 任用</u>				○	
10 から 16 まで (略)					
(略)					
[こども未来部]					
(略)					
○こども保健福祉課					
1 から 8 まで (略)					
○こども家庭課					
1 <u>子ども家庭総合支 援拠点の運営に関す ること。</u>			<u>重要</u>	<u>軽易</u>	
2 <u>母子・父子福祉セ ンターの管理運営</u>			<u>重要</u>	<u>軽易</u>	
3 <u>母子生活支援施設 保育機能強化事業の 決定</u>				○	
4 <u>子育て短期支援事 業の決定</u>				○	
(略)					
[商工農水部]					
(略)					
○けいりん事業課					

1 から 6 まで (略)					
7 競輪場の無料入場証の発行	(略)				
(略)					
[都市整備部]					
(略)					
○道路維持課					
1 道路パトロール日誌に関すること。				○	
(略)					

改正前					
別表第 2 (第 5 条関係)					
個別事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
[総務部]					
(略)					
○人事課					
1 及び 2 (略)					
3 <u>嘱託職員の雇用</u>		○	○ (雇用の更新に限る。)		
4 から 8 まで (略)					
9 <u>臨時職員の雇用承認</u>				○	
10 から 16 まで (略)					
(略)					
[こども未来部]					

(略)					
○こども保健福祉課					
1 から 8 まで (略)					
9 <u>母子生活支援施設 保育機能強化事業の 決定</u>				○	
10 <u>子育て支援ショ ートステイの入所決 定</u>				○	
(略)					
[商工農水部]					
(略)					
○けいりん事業課					
1 から 6 まで (略)					
7 <u>競輪場の無料入場 証の発行</u>	(略)				
8 <u>競輪事業における 臨時従事員の雇用及 び解雇の決定</u>			○		
9 <u>競輪事業における 臨時従事員の服務、 被服の貸与及び福利 厚生等に関すること</u>				○	
10 <u>1 件 1 0 万円未 満の物品の購入</u>				○	
(略)					
[都市整備部]					
(略)					
○道路整備課					
1 <u>道路パトロール日 誌に関すること。</u>				○	

(略)

(四日市市請負工事入札参加資格審査会規程の一部改正)

第3条 四日市市請負工事入札参加資格審査会規程（昭和46年四日市市訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第4条 (略) 2 (略) 3 委員は、総務部長、商工農水部長、都市整備部長、検査監、調達契約課長、農水振興課長、 <u>道路建設課長</u> 、 <u>道路維持課長</u> 、河川排水課長、営繕工務課長その他会長が必要と認めた者をもって充てる。ただし、会長が特に認めた場合は、当該部長又は課長に相当する者をもって代えることができる。	(組織) 第4条 (略) 2 (略) 3 委員は、総務部長、商工農水部長、都市整備部長、検査監、調達契約課長、農水振興課長、 <u>道路整備課長</u> 、河川排水課長、営繕工務課長その他会長が必要と認めた者をもって充てる。ただし、会長が特に認めた場合は、当該部長又は課長に相当する者をもって代えることができる。

(四日市市社会福祉事務所处務規程の一部改正)

第4条 四日市市社会福祉事務所处務規程（平成9年四日市市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第2条 所に、次の課及び係を置く。 健康福祉課 (略) 保護課 (略) 高齢福祉課 (略) 障害福祉課 (略)	(趣旨) 第2条 所に、次の課及び係を置く。 健康福祉課 (略) 保護課 (略) 高齢福祉課 (略) 障害福祉課 (略)

こども家庭課

こども発達支援課

保育幼稚園課 (略)

(職員)

第3条 所に所長、課に課長、係に係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、各課に課長補佐、保護課に査察指導員、こども家庭課に家庭児童福祉主事、介護・高齢福祉課高齢福祉課に老人福祉指導主事、障害福祉課に身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司を置くことができる。

3 次の表の左欄に掲げる課の課長、課長補佐及び係長には、それぞれ同表の右欄に掲げる課の当該職にある者をもって充てる。

(略)	(略)
<u>こども家庭課</u>	<u>こども未来部こども家庭課</u>
(略)	(略)

(事務分掌)

第5条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

健康福祉課 (略)

保護課 (略)

高齢福祉課 (略)

障害福祉課 (略)

こども家庭課

こども保健福祉課 給付係

こども発達支援課

保育幼稚園課 (略)

(職員)

第3条 所に所長、課に課長、係に係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、各課に課長補佐、保護課に査察指導員、こども保健福祉課に家庭児童福祉主事、介護・高齢福祉課高齢福祉課に老人福祉指導主事、障害福祉課に身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司を置くことができる。

3 次の表の左欄に掲げる課の課長、課長補佐及び係長には、それぞれ同表の右欄に掲げる課の当該職にある者をもって充てる。

(略)	(略)
<u>こども保健福祉課</u>	<u>こども未来部こども保健福祉課</u>
(略)	(略)

(事務分掌)

第5条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

健康福祉課 (略)

保護課 (略)

高齢福祉課 (略)

障害福祉課 (略)

こども保健福祉課

<p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく助産及び母子保護の実施に関すること。</u></p> <p>(2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく指導、相談及び措置に関すること。</u></p> <p>こども発達支援課</p> <p>児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置に関すること。</p> <p>保育幼稚園課（略）</p>	<p><u>給付係</u></p> <p>(1) <u>家庭児童相談室に関すること。</u></p> <p>こども発達支援課</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置に関すること。</p> <p>保育幼稚園課（略）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正後				
別表（第6条関係）				
事項	専決区分			備考
	所長	—	課長	
(略)				
○ <u>こども家庭課</u>				
1 <u>助産及び母子保護の実施</u>			○	
2 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく居宅等における日常生活支援の決定等</u>			○	
3 <u>母子及び父子並びに寡婦に対する貸付に係る書類の交付</u>			○	
4 <u>母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給の決定</u>			○	
(略)				

改正前

別表（第6条関係）

事項	専決区分			備考
	所長	—	課長	
(略)				
○ <u>こども保健福祉課</u>				
1 助産及び母子保護の実施			○	
2 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく指導、相談及び措置</u>			○	
(略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の四日市市事務専決規程別表第1の規定にかかわらず、令和元年度歳出予算の出納整理期間中における支出及び令和元年度の決算については、なお従前の例による。

(総務部総務課)